令和８年度　県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業
（海外展示商談会出展支援等）受託者公募に関する説明書

１　業務の概要

(1) 業務名　　令和８年度　県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業
（海外展示商談会出展支援等）

(2) 業務の目的

この事業は、シンガポール及び米国において開催する海外展示商談会に、独自に茨城ブースを設置し、物価高騰の影響を受けている県内事業者にあって、輸出に初めて取り組む事業者や既輸出事業者の販路開拓を支援することにより、県内中小企業の輸出拡大を加速させることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

(5) 提 案 額　18,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

なお、この額は、業務内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

２　参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成８年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、食品・農林水産品等の海外展開を支援した実績を有する者であること。

(4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

(5) 茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号)第２条第１号から同条第３号に規定する者でないこと。

３　担当部局

茨城県営業戦略部県産品販売課食品・水産 G
〒310-8555　水戸市笠原町 978 番 6
電話　029-301-3529　FAX　029-301-3909
所属メールアドレス　global_1@pref.ibaraki.lg.jp

４　提出書類

(1) 企画提案提出書　　（様式１）　１部
(2) 会社、団体の概要　　（様式２）　１部
(3) 同種又は類似業務の実績　　（様式３）　１部

(4) 資格要件に係る申立書　　（様式４）　１部
(5) 企画提案書　　（様式５）　７部
※「企画提案書」記載上の留意事項
①事業企画案
別紙仕様書を基に、事業の実施方針及び具体的な実施方法等を提案すること。
②実施体制
作業スケジュール、実施体制（再委託を予定している場合は、再委託の相手方や役割を記入）について、業務区分ごとに業務を遂行するための実施手順及び人員配置を記載した計画を作成すること。
③費用見積額
項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。
※「同種又は類似業務の実績」記載上の留意事項
食品・農林水産品等の海外展開を支援した実績が分かるように記載すること。記載の対象は、過去５年間の業務とすること。ただし、件数が多い場合には 10 件以内とすること。

5　提出期限及び提出先
(1) 提出期限　令和８年３月２３日（月）午後５時必着
(2) 提出先　　３の担当部局に同じ
(3) 提出方法　持参又は郵送に限る（送付記録が残るものに限る。）

6　審査方法及び評価項目
(1)審査方法
プロポーザル参加者は、提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーション審査を行うものとする。
ア　日　　時　令和８年３月２５日（水）（予定）
イ　場　　所　茨城県庁１１階 1106 会議室
ウ　説明時間　10 分以内（説明終了後、10 分以内の質疑を予定）
エ　留意事項　説明は、先に提出した企画提案書に基づいて行うこと。
(2)審査
担当部局内に設置した審査委員会において、次の評価項目をもとに企画提案書について審査する。採否については、決定後すみやかに通知する。
なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。
(3) 企画提案を特定するための評価項目

評価項目	評価の視点
業務の方針及び手法	①業務趣旨の理解度 ②提案内容の的確性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積額の妥当性
業務の実施体制	⑥要員配置等の適切性
業務の実績	⑦同種又は類似業務の実績

7　質問及び現地確認の受付

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和８年３月１７日（火）午後１時まで、上記担当部局において電子メールにより受け付ける。（任意様式）

(2) 質問に対する回答日時及び方法

質問に対する回答は令和８年３月１９日（木）午後１時までに電子メールにより行う。

8　その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否　　要

(3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

(4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

(7) 契約の相手方は、契約額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(8) この入札に係る調達の令和８年度当初予算案が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。